

## 第508回 茨城海区漁業調整委員会議事録

日 時	令和4年4月22日(金) 午後2時56分		
場 所	水戸市三の丸1-1-33 すいさん会館 5階 大会議室		
議 題	第1号議案 いか釣り漁業について(委員会指示) 第2号議案 漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) 第3号議案 ひき縄釣(トローリング)による水産動物の採捕について(海面利用協議会への諮問) 第4号議案 令和4年度事業計画(案)について		
報告事項	(1) 太平洋広域漁業調整委員会の結果について (2) 第3期茨城県水産試験場中期運営計画(令和4年度~令和7年度)について		
出席委員	1番 高濱 芳明	2番 飛田 正美	3番 磯前 昌宏
	5番 鈴木 稔	6番 根本 経子	7番 木村 勲
	8番 村中 均	11番 青木 憲明	12番 長岡 浩二
	13番 日向野 純也	15番 宇佐美 正義	16番 湯淺 一夫
	17番 関根 孝明	18番 根本 正明	19番 吉田 彰宏
欠席委員	10番 岡田 英男	14番 鈴木 正特	
県側出席者	農林水産部 次長兼漁政課長	青木 雅志	
	〃 漁政課課長補佐	鴨下 真吾	
	〃 〃 係 長	及川 貴明	
	〃 〃 主 任	松井 俊幸	
	〃 水産振興課長	川野辺 誠	
	水産試験場 場 長	富永 敦	
	政策企画部 地域振興課ひたちなか整備室	室 長 安藤 伸之	
	〃 〃 〃	課長補佐 益子 学	
	〃 〃 〃	主 事 山田 彬央	
事務局	事務局長	根本 孝	
	副 主 査	細金 正勇	
議事録署名人	3番 磯前 昌宏	5番 鈴木 稔	
議長	1番 高濱 芳明		

会議内容

開会 午後2時56分

根本事務局長

〔開会宣言〕

〔資料確認、高濱会長に挨拶を依頼〕

高濱会長

年度変わりまして、開始時間も通常モードの3時からということでございます。このメンバーでの委員会も、2年目に入ります。令和4年度もよろしくお願ひしたいと存じます。委員会に先立ちまして、2点、お知らせがございます。まず1点目、村中均委員でございますけれど、このたび常盤大学総合政策学部経営学科の教授に就任されました。また、根本経子委員でございますけれど、3月2日に開催されました全国青年・女性漁業者交流大会において、根本委員が代表を務めます那珂湊漁業協同組合女性部の魚食普及の活動が、栄誉ある農林水産大臣賞を受賞いたしました。両委員にはお慶びを申し上げますとともに、さらなるご活躍をご期待申し上げます次第でございます。

最近の情勢についてでございますけれど、続く新型コロナウイルス感染症、原油価格の高騰に急激な円安、ウクライナ問題など、様々な要因の値上げラッシュ、値上げは気候変動も影響していると聞きますけれど、厳しい状況となっております。少々話が飛躍するとは思いますが、このウクライナのことを見ますと、領土問題というのは歴史、民族、資源、権力等が複雑に絡み合って一筋縄でいかないことの典型なんだなというふうに思った次第です。漁業権や漁獲枠などもこのような領土問題に似たようなところがありまして、根本にはしっかりとした検討や理由付けなどがあって、そして法的手続きなどをおこなうことは、県域レベルでは武力行使ということはないでしょうけれど、力による現状変更がないわけではないというふうにも思ったところでございます。今起きている地球的状况が漁業にこれからどのような形で影響してくるのかについて、先行きが見通せない状況ではございますが、私どもといたしましてはやるべきことを粛々と、きちんとやっていくことが肝要でありまして、委員の皆様におかれましては、議案審議にあたりまして積極的に御意見等ご発言をお願いしたいと存じます。

漁模様でございますけれど、沿岸の水温は低めに推移しておりまして、シラス漁場はまだ形成されていないようですが、4月中旬から水温が上昇してきていると聞いておりますので、今後の漁場形成、漁に期待したいと思っております。

また、新聞で報道ご存じかと思いますが、4月14日に鹿島灘のホッキガイから、麻痺性貝毒が検出され、現在、採捕と出荷自主規制が行われてございます。この貝毒の発生は平成8年以来の26年ぶりということですが、引き続き状況の推移を見守っていきたく存じます。

さて、本日の議題でございますけれど、「いか釣り漁業について」の委員会指示や「トローリングによる水産動物の採捕について」の海面利用協議会への諮問など4議案と、報告事項2件でございます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

根本事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本年度最初の委員会でございますので、青木次長兼漁政課長から御挨拶をお願いしたいと思います。

青木次長

改めまして漁政課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、日頃から本県海面の漁業調整に関する御審議を賜りまして、漁業の発展ですとか、秩序維持にご協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。今年度最初の委員会ということで、一言御挨拶差し上げたいと思います。

昨年の本県海面の漁業生産ですけれど、数字上は前年よりは減少したようですけれど、一方では金額は若干増えましておりまして、全体としてはまずまずの水揚げだったのではないかと考えております。しかしながら漁業を取り巻く環境は、先ほど会長からございました新型コロナウイルスの影響による魚価の低迷や燃油価格の高騰など、厳しい状況が続いております。県では、各種施策を総動員し、これら課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

ところで、昨今の国の動きといたしまして、3月に新たな水産基本計画が閣議決定されたところでございます。この計画は、5年ごとに国が策定するもので、今回は「資源管理の着実な実施」、「水産業の成長産業化」、「漁村の活性化」の3本柱で構成されており、改正された漁業法の影響が反映されたものとなっております。同じように改正漁業法の下ですでに漁業権者においては昨年度から、「漁業生産力の発展に関する計画」を策定したりですとか、「資源管理の状況等の報告」などの新たな事務が加わったところでございます。来年度に控える漁業権の免許切替においても、パブリックコメントなど新しい手続きが追加されております。県としては、本県漁業の持続的な発展に向けまして、漁業者をはじめ関係者の皆さんから幅広く意見を聞き取って、海区漁場計画の作成、そういったものを滞りなく進めてまいりたいと考えております。

また、漁業と遊漁の調整については、水産基本法の柱であります「漁村の活性化」というところにおいて、遊漁をはじめとしたレジャーなど漁業以外の産業を活用した、地域活性化を図っていく視点も必要となることが示されております。今後も、それらに関する委員会指示の発出などをお願いすることもあろうかと思っております。

最後になりますけれども、今年度も本委員会の御意見をうかがいながら、漁業の振興と調整を図って参りたいと考えておりますので、委員の皆様のお協力をお願い申し上げますとともに、これから更に浜が活気づくことを祈念して、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

根本事務局長

ありがとうございました。

議事進行ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長となることになっております。高濱会長に議長をお願いいたします。

議長

それではまず、事務局から出席委員の報告をお願いいたします。

根本事務局長                    はい。本委員会の委員定数 17 名のうち、本日出席している委員は 15 名、欠席委員 2 名となっております。欠席委員は 10 番岡田委員、14 番鈴木正特委員となっております。本日過半数の委員の御出席を頂いておりますので、漁業法第 145 条の規定によりまして、本日の委員会は成立していることを御報告いたします。

議長                                はい、ありがとうございます。次に議事録署名人の選出でございますが、会議規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、私のほうから指名いたします。磯前委員、それから鈴木稔委員に議事録署名人をお願いいたします。

議長                                それでは、議題に入ります。毎年委員会指示を発動している第 1 号議案「いか釣り漁業について」、事務局から説明願います。

細金副主査                        (資料 1 - 1、1 - 2 により説明)

議長                                ありがとうございます。指示の内容的については例年通りということなんです。令和 4 年度の承認枠のところを承認数に合わせて絞り込んだ、数字を変えたということです。ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)                                (特になし)

議長                                特にございませんでしょうか。  
特になければ、原案のとおり委員会指示を発動することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員)                                (「異議なし」の声)

議長                                はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり委員会指示を発動することを決定いたします。

議長                                続いて第 2 号議案に移ります。「漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について」の諮問でございます。事務局、そして漁政課から説明をお願いします。

細金副主査                        (資料 2 - 1 諮問文を朗読)

及川係長                            (資料 2 - 1 から 2 - 3 により説明)

議長                                はい、ありがとうございました。ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

(特になし)

議長

よろしいでしょうか。特になければ、諮問の内容のとおりで差し支えない旨答申することに、御異議ございませんでしょうか。

(委員)

(「異議なし」の声)

議長

はい、ありがとうございます。それでは、差し支えない旨答申することに決定いたします。

議長

続きまして、第3号議案これはかじき釣りトロリング大会の制度改正に関連するものでございますが、「ひき縄釣(トロリング)による水産動物の採捕について」の海面利用協議会への諮問でございます。漁政課、地域振興課から説明をお願いします。

松井主任

(資料3 - 1、3 - 2により説明)

益子補佐

(資料3 - 2により説明)

議長

はい、ありがとうございます。この議案については、この後どうなるかという、ここでオーケーならば海面利用協議会という下部組織がありますが、そちらのほうでお諮りいただいて、また返ってきてこれでオーケーということに、そういう順番になると思います。ですので、ここの段階でしっかりしたものを下に投げかけておかないと、よく吟味しておかないとという意味ですが、そのまままた上がってきてしまう可能性があるのも、中身の確認については各委員の皆様よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、御意見・御質問がありましたらお願ひいたします。

5番 鈴木稔委員

はい(挙手)。

議長

はい、鈴木委員。

5番 鈴木稔委員

ひき釣りの場合ですね、各港で、やる船の無線機、これがばらばらで競合した場合、結構トラブルがあったんですよ。こういうプレジャー船の場合、無線機の仕様が全然違うので、何かあっても連絡しようがない。うちに帰って組合から大会本部に何か言ってもらおうと、何かあったときのために、ましてや大型船、漁業者数が多いので。漁船がね、間口を出港するときも何かしらの連絡手段がないと大変だと思うんですよ。我々沖に出てもやっぱり、まさか、何かの時に連絡方法が繋がっていないと、無線機がなければ連絡しようがない。そういう場合、無線機なんかもちやんと漁業者が使っている無線を用意してもらって、お互いに連絡が取れるように、電話連絡ではなかなかいかないので、瞬時にやれるのにはやっぱり無線機を設置していただかないとなかなか難

しいんじゃないかなと思います。

益子補佐

はい(挙手)。

議長

はい、地域振興課のほうで。

益子補佐

ありがとうございます。資料ナンバー3 - 2の1ページを御覧頂きたいのですが、この中で三角形のピラミット書いてあるところの一番下側の、大会の内規ということで大会としてのルールを定めるところなんですけど、その脇の四角、水色のところの四角の中に右の一番下にトラブル通報体制ということで大会の時に何かトラブルがあった場合に通報する連絡体制というものを大会として設けたいと思っていますので、その中で我々も関わる形で対処するというのを考えたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番 鈴木稔委員

同じ漁業者でも隣の港と喧嘩しながら獲る時もあるから、ひき釣りは。だから、ましてこういう遊漁船となったら余計に問題が起きるんじゃないかという心配もあるんです。よろしくお願ひします。

議長

はい。ほかにありますか。

19番 吉田委員

(挙手)

議長

はい、吉田委員。

19番 吉田委員

資料3 - 2で説明いただいたんですけど、その2ページの2として「委員会指示案の2月の委員会における素案からの変更点」なんですけど、これは2月の委員会の素案の時と、具体的に、かなり違っていると思うんですが、どこが変わっているのか分からないんですね。例えば委員会承認の対象は、船ごとの参加者ではなくてイベント主催者とする。それによってどういう形が起きるのかということが、もうちょっと説明があつて良いんじゃないかと思うんですけど。

議長

お願ひいたします。

松井主任

はい、漁政課から回答いたします。まず、イベントの参加者個人個人に承認をする、そういった前提で2月の委員会では御説明をさせていただいております。そうなりますと、イベントの参加者全員に承認証というものが手元に届く、そういった形となります。そうなりますと、期間の途中で、条件の変更があつた場合などについては全員の許可証を更にもう一度書き換えて再交付しなければならぬ、そういったコストもかかってまいります。今回の案としましてはイベント主催者を承認対象として、イベント主催者が責任を持ってイベント参加者を管理する、もし条件の変更などがありましたらイベント主催者の承

認証を変更する、そういった手続きになると考えております。船ごとの承認証の発給ではなく、イベント主催者への1通の承認証の発給、そういった形へと変えさせていただきたいと考えております。

19番 吉田委員

なんか警備上の話か、それまでは個人個人でかなりきつく管理するという話だったんですよね。それが今度主催者となった場合に、禁止するのは主催者に任せるわけですね。その代わりの対応策として緩くなってしまうのではないかと、これは感じですけどね、この文面だけで申し上げて申し訳ないんですけど。その辺のところの、もうちょっと対比ですか、こうなった場合はこうなったというのが、今のですと船ごとだったのを主催者にするとそこだけですか、変更点は、それに伴っているいろいろな部分で変わってくるわけですね。例えば参加者名簿の提出はイベントの主催者に渡せばそれでも良いですよという話、あるいはこの3番のいろんな設置・稼働ってありますよね、イベント主催者、参加者に対しということは主催者が管理しますよと、そういうことですか。そういうふうに見ていただけますか。

鴨下補佐

回答します。まず1番、委員会承認の対象についてでございますが、2月の委員会では、申し訳ございませんがその当時ははっきり見解が固まっておらず、委員会が承認する対象を参加する個別の船、例えば仮に50隻いたら50隻に許可証を出すのか、それとも大会主催者に1枚発給するのかなどというのがはっきり固まっておらず、その当時、回答としましては個人個人、船1隻1隻に出しますと回答いたしました。ただ、そうなりますとまず、許可証を発給する事務というのが実務上問題ですのでデメリットが、あと、違反した場合の許可の取り消しという事務も、一隻一隻、委員会事務局が監視して判断しなければならないということで、これも非常に手間がかかりますし、実行力に対して難しいものがあるのではないかとございます。そのため、ひとつの案として、イベント主催者にきちんと管理してもらうということで、イベント主催者に対し委員会が承認をするという形にしたいと思っております。

19番 吉田委員

そうすると、何かあったらイベントそのものを、その場で中止するということ。

鴨下補佐

はい、そのとおりです。一隻一隻をつぶしていくのではなくて、何隻かがもう違反が明白だということになればイベント自体を中止できるという仕組みを備えておりますので、こういうことで我々は一部管理をイベント主催者をお願いするというか、下に下ろす形になりますけども、その中でイベント主催者も我々に対してはルール違反はしませんという誓約書を出させておりますので、そういった中で担保して、イベント自体に違反が多いですとか漁業者に迷惑がかかっているということであれば、イベント自体を中止するという措置を取りたいと考えております。こういった体制ですので、イベント主催者に対する承認という形に変更したいというふうを考えております。

2番目に移ります。参加者名簿の提出でございます。参加者名簿のほうは従

来、特別採捕許可証の発給の場合は参加する船とそれに乗船する方々すべてを毎月1回、月ごとに全部まとめて提出してもらって、県のほうで審査をしておりました。ですが、今回は船の代表者、そしてそれに乗るほうを分離して提出を受けようと考えております。それはなぜかと申しますと、船が何隻参加するかというのを確定する必要がありますので、募集を早くかける必要がございます。そのためにまず先行して船と代表者が掲載された申請書を頂く、そのあと反社会的勢力の排除を目的としました県警への照会もございますので、それには乗る方全員の名簿が必要になってまいります。ですので、申込の時点では全員乗る人たちの名簿まではなかなか集められないということで、二段階目としまして船に乗る方全部が掲載されている参加者名簿の提出を、1ヶ月ごとに頂きたいという内容でございます。

3番目、A I Sの設置・稼働でございますけども、当初の案ではA I Sを船舶に設置させて参加中は常時稼働させるという条件でございました。今回の案としましては、A I Sを設置そして稼働させることが原則でございますが、現在新型コロナの影響ですとかウクライナの動乱の影響もございまして、半導体不足が世界的に起こっておりまして、A I Sの購入が遅れている状況でございます。そのため、現在もA I Sのプレジャーボートへの設置は鋭意努めているところだと聞いてはおりますけれども、仮に設置できなかった場合の措置について、含みを持たせた記載となっております。

19番 吉田委員

大事なことなんですけど、A I Sが間に合わない、ではどうするんですか。間に合わないものを今回（委員会に）かけるんですか。

鴨下補佐

原則は漁政課としてはA I Sの設置・稼働、それによりまして漁船への接近ですとか海域からの逸脱を防ぐ、ということでございます。ですが、それ以外の措置について、具体的な内容につきましては地域振興課のほうと詰めていくことではございますが、そういった若干含みのある委員会指示を出して頂けたら良いと思っております。

19番 吉田委員

そういう話って、先にするんじゃないですか。質問してから答えられては、

鴨下補佐

順序が逆になって、大変申し訳ございません。

19番 吉田委員

どういうことですか、付けないということですか。付けるの。

鴨下補佐

付けないではなく、付けるのが原則です。漁政課としては付けるのが原則でございます。それは譲りません。ただ、付けられなかった船がでそうだということで、大会に出たいと申している船に対しまして、どういった方法でA I Sと同じ効力を持たせる方法ができるかというところを、今、考えているところでございます。

- 19番 吉田委員      そうすると、今までの経緯の中で、こういうA I Sっていうのはひとつの目玉でしたよね。これできちっと管理しますということで、地元漁協にも説明しているんですよね。それで同意というか了解というか、関係する底曳きの皆さんとか、いろんなところの中でもそういう話できてるわけですよね。その部分が曖昧ですと、もう一度その人たちにも説明をするということなんですか。
- 鴨下補佐              はい、説明いたします。
- 19番 吉田委員      すると今日の段階は、どういう。素案の部分が、これから説明するんですか。説明していないんですよね、まだね。
- 鴨下補佐              そうです。
- 19番 吉田委員      ここ、組合長さんたちいらっやって、なかなかそれ返事しづらいですよ、そのところはっきりしておかないと。なんかはっきり分からない。
- 15番 宇佐見委員      良いですか。
- 議長                   はい、宇佐見委員。
- 15番 宇佐見委員      今の話聞いてると、A I Sを付けていない船は、やっぱり参加させるべきではないと思うんですよね、我々聞いていて、やっぱり。付ける予定が有って、そういういろんな事情で機械が入ってこないから、付けてないのに参加させてやったら違反しても分からない訳ですよ。付いてる船に限りという感じで私らは説明受けていたし、もう一つ別の件で、いままでカジキマグロ以外の魚が釣れた場合には放流していたわけでしょ、それが（くるまぐるは）今年の6月から1艘につき1尾は捕獲しても良いっていう感じに変更になっているけども、船数が増えれば、30艘40艘いたら30匹40匹の魚が揚がるわけでしょ、大きい魚がね。今年なんかもはえ縄やってるマグロ船なんかは、3月の枠がいっぱいになっちゃって休んでるような状態で、こういう遊漁船が、カジキ釣り大会に参加している船がマグロを揚げちゃってはどうかという感じはしますけどね。あと、参加しないでプレジャーボートを持っている船、土日なんかはメジマグロなんかの時期になるとかなり、海上に行って操業している船がたくさんいるんですよ。で、カジキ釣り大会をやっぱり知っていて、プレジャーボートがひき釣りをしているというのを分かっていて、我々も大丈夫なんじゃないかという感じで、別にやっても違反じゃないんじゃないかと思っ  
てみんなやってるみたいなので、その周知をしっかりと、違反ですよと、一般のプレジャーの方はひき釣りはできませんよという、そこを厳重に徹底してやってもらわないとトラブルの原因になりますので、よろしく願います。

19番 吉田委員

今のお話を聞くと、資料3-2の4ページ、5ページで先ほドルールということで、これカジキのみなんですよね。私も最初、1尾まで獲って良いみたいに見ちゃったんですけど、実際この辺のところがこの資料見ていると、基本的にカジキ類のみなんですよね。(くろまぐろを)1尾獲って良い、変更になると書いてありますけど、それは、なんか難しくて読み込めないんですけど、それとその適用例のところも9月1日から採捕禁止になった場合とあって、これは先ほどの大会承認日の半分以上とするということとの絡みなんですけど、これは、この辺がすごく、この表から読み取るのはちょっと難しいですね。

議長

では、再度わかりやすく説明して頂けますでしょうか。

鴨下補佐

何点か質問があったと思うのですが、まず地域振興課側から。

益子補佐

先ほどの4ページの「くろまぐろの採捕禁止に対する大会ルールについて」ですが、カジキ釣り大会についてはくろまぐろは対象としてませんので、釣ってはいけないことになっています。釣ってはいけないんですが、トローリングをしていると意図せずくろまぐろが釣れてしまうことが有るだろうと、そういう懸念を払拭するために、くろまぐろが禁止になった場合にはカジキ釣り大会においても、カジキ釣り大会自体を制限する形で、くろまぐろが間違っ釣れてしまう可能性を減らした方が良くないかということで、今回大会ルールを定めるということですので、カジキ釣り大会はくろまぐろを対象としていませんし、1尾釣って良いということは当然ございませんので、私どもの説明が言葉足らずで申し訳ないと思うんですが、カジキ釣り大会はあくまでカジキが対象ですので、くろまぐろは対象としていませんし、もし釣れてしまえばそれはリリースするということになっておりますので、よろしくお願いします。

鴨下補佐

吉田委員と宇佐見委員からの、残りの質問についてお答えします。A I Sのことですけれども、繰り返しになりますが漁政課としてはA I Sの設置・稼働が原則でございます。ただ、設置をしたいという船でも間に合わない船がいくらいるということですので、まだその辺精査しているところですが、設置が完了してから参加というのが原則でございますけれども、開催をするにあたりまして申込等事前に行われるわけですし、大会の参加隻数を勘案しますと、何かしらの方法で同じ効力を発揮する方法によりまして担保できないかなということを考えておりまして、そのためこういった含みのある文章になってございます。そういった、心苦しい委員会指示でございますけれども、こういった文章を今回提示しているところでございます。若干、経緯の方はこのあと地域振興課さんのほうから説明して頂きたいと思っております。

益子補佐

はい、地域振興課でございます。A I Sの状況につきましては、先ほど鴨下補佐のほうから説明がありましたとおり、世界的な半導体不足の影響を受けてまして、A I Sも電子機器ということで、まず物が無いということになっております。遊漁者のほうへは、2月くらいにはA I Sを義務化するというところにつ

いて、そういう予定が有るということでございましたので、遊漁者団体のほうからこの大会に参加する見込がある方に対して2月にA I Sが義務化になるよということでお知らせをしたうえで、そこから皆さん、参加を希望する方についてはA I Sの発注ということをやっているわけですけども、この半導体不足によるところで、まず物が入らないという状況が今、来ているというふうに聞いています。その中で、半導体不足というところを、ある意味やむを得ない事情というところもあるので、A I Sがもし(設置)できない場合に、A I Sが(設置)できなかったとしてもA I Sに代わる、A I Sと同等の効果を発生できるような何か別な代替え策というものが我々が提示できるのであれば、それを皆様に御了解頂けるのであれば、A I S以外の方法で管理する方法での承認というところもお願いできないかなというふうに考えているというところでございます。それにつきましては、確かに今日お示しできればよかったですけども、そこまでまだ我々準備できていないものですから、できれば5月の次回の委員会のほうでその代替え策というものを提示させて頂いて、その前に漁協のほうも回らせて頂いたうえで、皆さんに説明したうえで御呈示させて頂いて御了解が頂けるのであればA I Sなしというか、A I Sにかわる代替え策をもって認めて頂くことができないかというところを考えているというところでございます。よろしく申し上げます。

6番 根本経子委員

(挙手)

議長

はい、根本経子委員、有りますか。

6番 根本経子委員

つい先ほど説明を受けたときに、このピラミッドの説明ですね、資料3-2の。そうすると、主催者だけが許可を取るということに対してまず、そうするとよく会社なんかでも内部だけではだめで、外部の人によく見てもらわないで内部だけでやっているとか何が起きるっていうのがよくあるところで、それがこんな一番大切なのが大会内規で、いろんなこと、ほとんどこの大会内規の中で、だから主催者がすべて管理するっていうのはいかなものかと。やはりその中に何か違反があったら大会ができなくなるわけですから、どうしても、そのかわりちょっとおかしいなと思ったらそれを直してくれるという作用もあるかもしれませんし、指導してくれるという作用も反対にあるかとは思いますが、やはり内部なので、その中で適当にさせるということを心配しました。それから、主催者だけが許可を受けると、これもなにか、例えばイベントなんかで、いろんなイベント有りますけれど、茨城県の収穫祭なんか(屋台などの)小さなお店でも、全部それぞれに保健所の許可を受けるんですよ、一日だけでも。お金も結構かかります。自分でちゃんと(許可を)取るんです。それが取れなければ参加できないんです。それなのにこの、50だか100だか分かりませんが、それくらいの船の人たちを管理できないのか。それから許可したり、許可を取り消したり、そういうことは大変だとは思いますが、収穫祭なんか(すごい数)なんです、300、400、すごい数の許可を取るんですよ。規模が全然違って申し訳ないんですけどその人たちが全部許可を取ってや

るんですから、それと比べては申し訳ないんですけど、それ以上に大切なことなんじゃないかなと思って、どうしてこんなふうになったのかなと思います。

それから、まず前提に、反対しているわけじゃないんです。とにかく地域振興のためにもこういう大会をやっていくということには賛成ですし、やって頂きたいと思いますが、これから始まるんですからはじめからなし崩しになるような緩い規約だけ作って、こういう規約を作っているから大丈夫だというようなやり方では先が心配です。一番心配なことは、大会はすごく良いことかもしれませんが、地域のためにも。ですがやはりトラブルですね、トラブルがあったときにどうするかということが問題なので、やはりその辺のことを、緊急連絡先があったっていざ連絡してみたら通じないみたいなことではその時になんの役にも立たない訳なので、本当に漁業者と遊漁者とが仲良くやっていくためには、もう少しきちんとしたルールを作って守れるように、ただこういう規約があるから良いんじゃないかじゃなくて、その辺をもう少しきちんとして頂けないかなと思います。トラブルは嫌ですから。

益子補佐

地域振興課でございます。まず、これまでのカジキ釣り大会につきましては、たしかに遊漁者の団体がメインで、遊漁者の仲間内だけでやっていたと思いますが、今回の大会につきましては、我々県と町と遊漁者の団体と大洗マリーナの管理者で実行委員会を立ち上げて、県が事務局を努めるかたちで大会をやりたいと思っていますので、遊漁者の団体が勝手にやるというものに許可をすることではなくて、我々もしっかり関わった形の実行委員会に対して漁業調整委員会から許可を頂く形になりますので、我々そこはしっかりと、責任を持って対応していく大会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6番 根本経子委員

はい、よろしくお願いします。

議長

今の回答にちょっと付け加えまして、説明しておかないと後で誤解を招いては仕方がないので、そうやって地域振興課がしっかりコントロールするから、個別の許可じゃなくてイベント主催者許可にしてくださいよと、それは御理解されますか。理解されないなら理解されないと言って頂いて結構です。

6番 根本経子委員

そうですね。やるのが前提だと思ってしまうので言わなかったんですけど、どのくらい個別の許可で大変なのかっていうのが分かりませんが、何に対したってちゃんとしていないのには許可は下りないですよ、どんなものだって。ですから面倒くさくたって、本当に2, 3万しか売れないようなイベントだって、きちんとやって、面倒くさくてもお金がかかってもやっていくべきなので、参加者全員がきちんとした自覚を持ってやってもらう、自分が認可申請を出すということが本人の自覚が違うのかなって思っちゃうんですよ、絶対に。任せてやってもらうのとは、その方がみんなで規約を守っていけるんじゃないかと、これを聞くとただ大会の主催者にだけよく話しておいたと、だけど実際は個別の、一人一人はよく分かっていたというのはよく

あることで、そんなふうの後で「実は…」ということが有っても仕方ないし、本当に漁業者の近くまで来ることもあるし、それで誰か命を落としたり怪我したりしたということが有ったら大変なことなので、命だけのことではないんですけども、よろしくをお願いします。

ちょっとよく分からないんです。でも、その辺の法律のことはよく分からないので、その辺はお任せいたします。

鴨下補佐

(挙手)

議長

はい。

鴨下補佐

根本委員の御質問にお答えいたします。まず、これまでのカジキ釣り大会ですが、これまでの議論の中から大会ルールですとか、これまでの遊漁者の行動に対して不信感を持たれるのは、ごもっともなことだと思っております。ただ、その不信感を解消して、より良い大会にするように我々もルール体系を考えてまいりました。一つ、その論点になっておりますけど、大会の許可を大会主催者に出すかそれぞれに出すかという問題でございますが、事務の効率化ということで先ほど申し上げましたが、それ以外にも大会の主催者に出すということで、むしろ一人でも(違反を)やったらもうこの大会は終わりですということをしきんと肝に銘じてもらうために、大会主催者に出すという形を考えてきました。そして、その中には県の地域振興課ですとか先ほど申しましたようにマリナさんとかいろいろある中で、大会の仲間内だけがやるものではないという体制をしきんと作っていただきたいと思っております。また、審査する場合には、我々が大会の主催者から申請書があがってきたとき、委員会が承認するわけですけども、その前の事前の審査に我々もきちんと目を通すということをして、参加艇がこれまで違反をしていないかとかそういったところもきちんと目を光らせていきたいと考えております。付け加えになりますけども、この三角形の模式図の中で、青い色で示しております大会内規ですが、三角形全体がルールだと思っておりますので、改めて委員会指示より下の部分を内規という言葉を使わせて頂きますけども、こちらの方はルールで縛るところはオレンジ色のところまでできちんと網羅しているつもりでございます。それ以外のところは自主的に決める部分ですとかモラルに訴えるところということで、ここが内規に全部預けているからいい加減なルールになっているというような御指摘でしたけれども、そういうところは緑のところとオレンジのところをカバーしているつもりでございます。そういった内容がこの2ページから3ページの表になってございますので、今日は説明が冗長になりますので省略させていただきますが、御覧になって頂きたいと思っております。以上です。

議長

今のお話ですと、個人に出すよりもイベント主催者に出すということで連帯責任という扱いをするので、厳しくするんだよというふうに理解したんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

鴨下補佐	はい。
6番 根本経子委員	(挙手)
議長	はい、どうぞ。
6番 根本経子委員	それは一番最初に、私はお話したように、全体でやるというか大きなイベントなんかの時も全体でやります。全体になりますからその中の一軒が何かあると、例えばロック(イン・ジャパン)でも何でも、全部がだめになっていくということなので、すごく責任を感じて参加します。だからはじめにお話したように、全体というかえって主催者側のほうでしっかりやってくれるという点もあるというのが分かりました。それから主催者側に、参加するときはそれぞれがひとつずつ許可を出す時みたいに、そういう書類をちゃんと頂くわけですよね、大会の主催者側が。それを全部まとめて主催者側が県のほうに出すということですね。はい、分かりました。よろしくお願いたします。
議長	ほかにございますか。
17番 関根委員	はい。
議長	はい、どうぞ。関根委員。
17番 関根委員	今のいろいろな問題の話の中で、違反者へのペナルティというところで、罰則規定を明確に出せば、違反者はこんな形で、主催者は二度とできないとか、そういう罰則をちゃんと明記すれば、皆さんの了解が得られるような気がしたんですがいかがでしょうか。
2番 飛田代理	(挙手)
議長	はい、どうぞ。
2番 飛田代理	前にやったとき、罰則はあったと思うんだけど。やはり、カジキ釣り大会に対して、大洗はマリーナがあるからマリーナと漁協、あと県とか話し合ってそれで許可を出してるような感じなんですけど、ただ事故とか違反とか、そういうのも前に決めたルールが有ると思うんだけどね。有るよね。
益子補佐	(挙手)
議長	はい、どうぞ。
益子補佐	まず、漁業調整規則に違反する場合は、それは当然漁業法なりの罰則を適用されるということになります。我々の大会参加の中で、大会ルールを守らなか

った場合につきましては、まず、次年度の大会は参加できませんということにします。さらには、大会以外の時に検挙されるような、なにか重大な違反をされた、そういう遊漁者に対しては大会に3年間は出場できないという形を取りたいと思っております。

2番 飛田代理

この問題については、このあいだ、底曳き網の前をやったり、3マイル以内でやったからというようなことで話が合ったよね、前にね。それで、なんか同意をもらうとか何とか、平潟からはさきまでの、やって良いとかかそういう許可をもらったとかいうのはやらなかったですか。早く言えばこの一番下の、資料ナンバー3-2の1の一番下にある区域を定めようということでも話が合ったよね。

益子補佐

はい、そうですね。底曳き網漁業の漁協さんを含めて、それ以外の漁協さんにも昨年の夏ぐらいから12月ぐらいにかけまして、我々と漁政課でお伺いして、今回の大会に向けてのルール強化の話とかその他大会をどういう形にするのかということをお説明させていただきました。それで、さらには底曳き網漁業の全員の方から、今回こういうルール強化をする形で実施するので了解して頂けますかということをお皆さんに確認しまして、そこでルールがちゃんと守られるのであれば了解するという御回答を頂いております。

2番 飛田代理

それに対して、そのAISを設置するとか、なんかあったと思うんだけど、違反をしないように、迷惑をかけないようにやるっていうことでしたよね。

益子補佐

当然、そういう内容で御説明させていただきました。

19番 吉田委員

良いですか。

議長

はい、どうぞ。

19番 吉田委員

まず最初に、まるっきり反対しているわけではないですからね。ただ、この資料のほうにも、前と変わるというならこう変わりましたというのがないとなかなか（理解できない）ということで、どこが変わったのですかと申し上げている訳です。それからもう一つは、今まで底曳きの人とかいるんところで説明してきたわけですね。それがこれによって中身が変わったということであれば、やっぱりそれは今まで承認もらったといっても、前に出した条件で承認されたわけですね。全員AISでやりますと、そういうことで承認しているのであれば、その辺のところ変わるのであれば、やはり変わるということの説明する必要になるんじゃないかと思えますし、今回これ出すのに漁協の同意っておりますよね、そういう説明は既にしているんですか。これ、持ってくる前に。

益子補佐

今年度の大会の開催に向けては、これから漁協さんに回って説明したいと思っておりますので、先ほど申し上げた次回の委員会のところで、もしA I Sに変わる代替策を考えたいと、A I Sが設置できていない人はその代替策を講じることで参加させてもらえませんかということは、次回の委員会の方でお話させてもらいたいと思いますし、委員会の前に漁協のほうには回って御説明をしたいと思っております。ただ、A I Sの設置の状況が、今いろいろ調査しているところでして、もしかすると間に合うかもしれないということもありますので、そこら辺をきちんと見定めたいと、どうしてもだめであればその代替策という形でお認め頂けるかを丁寧に漁協にも説明したうえで、次回の委員会の時にも説明させて頂きたいと思っております。

19番 吉田委員

それはどっちが先っていうのは、どうなんですか。そこがちょっと。

議長

今、非常に重要なお話しされていると思うんですね。漁協の了解を得るという中で、こちらへあがってきて了承かということを経りますが、漁協の了解を得てないでこちらで了承を得てしまうと、今度、漁協に対してプレッシャーかけることになるからおかしな話になってしまいますね。で、一番大切なA I Sのことについては、漁協の了解は取ってないというふうに、A I Sが無い場合はどうするんだって話は取ってないというふうに理解してはいますが、その重要なところがない中で、これをこの形でやらせてくれっていうのはちょっと無理があるような気がいたします。どうですか。

鴨下補佐

はい(挙手)。

議長

はい、どうぞ。

鴨下補佐

まず、委員会指示を提示しました漁政課といたしましては、まずA I Sがこれまでお約束していたとおり原則でございます。そして現実的には、例外というものがございまして、こちらの方を依頼してしまうのはよろしくない規制、官庁としてはよろしくないこととございまして、といった前提を元に話しております。A I Sが完備できない状況というのは先ほど御説明したとおりでございますけれども、仮に大会までに間に合わなかった場合の措置というのは、お含みのある文章として委員会指示を出して頂けないかということとございまして、例えば、一番A I Sの目的として大事なものは、漁船の操業を阻害しないこととございまして、これまで漁業者委員の皆様から意見が出ていますとおり、この大会に参加している船、参加していない船の別にかかわらず漁船への接近等で迷惑行為がございまして、不信感があるのは確かにそのとおりだと思います。それを払拭する決め手としましてA I Sというものを、我々は装備させて稼働させるということをお約束してきましたけれども、それがなかなかそろわないという状況であるということで、こういった内容の文章とさせて頂きました。漁船との相互接近、操業の阻害行為を防止すること、そして海域から飛び出さないように監視すること、これを必ず担保させることを考えておりますけれども、ま

だ方法につきましては煮詰まっていない状況で今日持ってきてしまいましたのでこういった分かりづらい文章になっております。私の私案でございますけども、例えば(A I Sが)付いていない隻数を何隻までに絞るとか、3マイルより近付かないのを3.5マイルへもっと広げるとか、日数を絞るとか、いわゆる漁業の入口規制でできる方法というのはいくつかあると思いますので、そういった方法、あとは記録の提出は事後になってしまうかもしれませんが、そういったもので担保できないかということ、今、地域振興課を通じまして探っているところでございます。繰り返しになりますが、原則はA I Sの完備、それが付いている船しか参加させないということでございますけども、不可避な状況がございます中で、何か代替案できちんと管理できるのであればお認め頂けないかと、そういった委員会指示を出して頂けないかという内容です。そして、その代替案につきましてはまだきちんと詰められていないのが現状でございますが、5月の委員会までに漁業者の皆様方に再度説明しまして、御了解頂いたいたうえで、またこの場で説明してお認め頂けないかというふうに考えています。

議長

事務局のほうに確認したいんですけど、今回こういう不完全な形で、認めるか認めないかは別にして、このあとに海面利用協議会へ送られる訳ですよね。海面利用協議会に送られて、それでオーケーのものが答申という形で委員会に上がってきたとしますね、そしたらそのままゴーということになりますよね。だからここで直さないはずという事になりますか。お認めください、お含みおきくださいというのは分かりますけど、言葉の意味は分かりますけど、ここでなし崩し的に認めてしまうと、もうどうでも良いルールになってしまう感じが強くするものですから、ちょっと気になるんです。どうしたら良いでしょうか。不完全な形で認めてくれというところにちょっと引っかかる、ということだろうと思いますね、皆さんも。

根本事務局長

技術的な手続きのところでも事務局としても改めて精査したいと思いますけれども、現在は3-1の文案、これは3-2で説明がありましたけど、いろいろ疑問点が出ているわけですけど、その3-1の4ページ目の「ウ 承認を受けた者の責務」に(ア)から(キ)まで有るんですけど、その(キ)の部分、4ページのちょうど真ん中辺ですけど、これで委員会指示を出したいということで下部の海面利用協議会に出す案なんですけど、この(キ)は「使用する船舶にA I Sを設置しイベントにおいて航行している間常時稼働させる等により、漁船の操業の妨害及び定められた海域外での採捕行為の未然防止を担保すること。」というふうになってまして、この「等」というのはなんですかというのがこの3-2の議論になっている部分の解釈になっている訳です。この「等」が、今、事情がいろいろ説明がありますが、実態としてA I Sが付けられない船が出てくる可能性があることをどうするかという部分になっている訳です。この「等」をどの程度関係者の同意が得られる形で具体性を持って解釈が確立するかというところをこの文言にどう盛り込むかで、これを書き換えるということになると手続き的にはまた振出しになるという部分がありまし

て、委員会指示としては、これで海面利用協議会に出した場合、ここの議論の内容を加味した形で海面利用協議会で審議を頂く形になって、それでこのとおり、今、地域振興課からは次回までに具体的な手法を、関係者の同意を得たうえで提案したいというふうに言っていますけど、この「等」の具体的な内容を別途添付文書という形で委員会指示に付ける形の方法について、海面利用協議会も含めて検討して頂くという手法が考えられるところです。海面利用協議会のほうからどのような形でこの3 - 1に対して意見が来るか未定ですけど、海面利用協議会での意見も踏まえた結果を以て、次回の海区委員会に於いて最終形について審議頂くということになるかと考えております。

議長

そうしたら、ここで直さない駄目ですね。前回のやつを見直したところなんですけど、例えば4ページのウの(キ)なんですけど、今、事務局長説明がありましたけど、前回どうなっていたかという「等」以下はないんですね。「常時稼働させること。」ってなっていたんです。それを今回、入れ替えてきたわけです。それが吉田委員の質問にもあったわけです。ここのところ、すごく違うところは、今までこういうルールでやりますよっていうのを甘くしてくれというふうにここで書いているということだから、それがこの委員会で、それで許されるのかどうかという議論になるかと思えます。私の個人的な意見として言うなら、前回「A I Sを付けるんだ」といって、これでやりますと調整してきたっていうんだしたら、これでやって頂きたいと思えます。で、ルールですから。「じゃその時までには付かなかつたらどうするんだ」というなら、それは付かないからその人は参加できないんですよ。それがルールだと思います。底曳きの人、多分そうですね、VMS(衛星船位測定送信機)っていう装置があって、その人たちそれがなかったら沖底の操業できないはずなんです。故障してるからしばらく許してくださいって多分できないはずなんです。だからそれで良いんじゃないですか。確かにウクライナの問題もあろうかと、半導体の問題もあろうかと、でも無いんだからそれは仕方が無い。で、今の話じゃ無いですけど、それを担保するものが何かということをおっしゃられていますが、それが何かっていうのが無いんだから、それは申し訳ない。担保するものは何ですかって聞かれて、いま考えてますっていうのはそれはちょっと、ここの議論としては、言葉が悪くて申し訳ないんですけど、それはなるべくごさいませんか、ということになるかと思えます。私、正直に言います。議論が進まないんだしたら、これは今回書き直して(委員会に)もう一回かけていただきたい。皆さんに説明して納得できるように、と思えます。私の意見で申し訳ございません。ほかの方の意見あればお願いします。

15番 宇佐見委員

賛成です。

議長

宇佐見委員もそうおっしゃってます。

8番 村中委員

質問よろしいですか。

議長 はいどうぞ、村中委員。

8番 村中委員 私もイベント自体は地域振興とかに、非常に必要だと思います。私が気になったのは2番目の「参加者名簿の提出について」っていうところ、以前のものとどう変わったのか、これを読むとですね、乗船の可能性のあるもの全員のということなので、当日、例えば名簿に無かった人っていうのはどういう扱いになるのか、オーケーになるのかならないのかというのがよく分からなかったの  
で聞いてみたかったですけど。事前に名簿を出すんですよね、こちら。それに名前が載っていない人は、参加できないってことなんですか。

松井主任 はい、参加者につきましては全員、船に乗る人物については、名簿に載っているものだけというルールになります。

8番 村中委員 載って無い人は乗れないということですね。

松井主任 はい、そのとおりです。

議長 手続き的なことを含めて調整する必要があるんだったら、時間を差し上げます。暫時休憩にしても良いんです。

鴨下補佐 はい。

議長 はい、なんでしょう。

鴨下補佐 申し訳ございません。少し時間を頂きたいです。

議長 今回これ、どうしますか。ペンディングというか、今回は取り下げる、継続審議、次回出し直すということですか。

鴨下補佐 それも含めて、少し時間を頂くことはできますでしょうか。私としましては、以前に御説明した案に戻しまして、もう一度説明して諮問をして頂きたいと思っておりますが、違う思惑もございますことから、統一するために時間を頂きたいと考えます。私のほうとしましては、今出している案を、この場で2月に御説明した案に戻してもう一度お諮りするか、取り下げるかを判断する時間を頂きたいと思っております。

議長 ここで暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴨下補佐

大会の開催に向けたスケジュールとしましては、海面漁業調整規則の施行が6月1日を予定してございます。ですので、委員会指示も同時に施行しないと解除したA海域に穴が開いたままになってしまいますので、委員会指示を予定通り出して頂くのが最優先となってございます。ですので、今日何とか諮問の手続きまでやっていく必要があると考えておりますので、委員の皆様から同意を得られなかった文章につきましては、元々お示ししている案でもう一度説明しまして、海面利用協議会に諮問して頂くのが最も最適な方法だと思っております。

12番 長岡委員

良いですか。

議長

はい。

12番 長岡委員

今のこのコロナの時期にいったい何隻の参加者がいるのか分からないけど、はっきり言ってこの文章の中にAISって入っていれば絶対承認受けられなくなっちゃうから、自分としては(開催に)賛成です、海面利用協議会やってきたから。(文章に)入っているからこういう話が出てきちゃうわけだから。参加者だけにこういう文書でなく、毎年やってることやってもらうことだね。その参加選手に必ず守ってもらう、漁師には迷惑をかけないといった確約があれば、これじゃはっきり言って文書厳しいよな。昔からみたら全然。

鴨下補佐

はい、でもそれは...

12番 長岡委員

AIS、AISって言うけど、20隻のAISを今から設置しようとしたらはっきり言って絶対無理だから、参加者は無理。それに代わったものを漁政課でのほうで何とかしてくださいと言っても、文章に載っているわけだから。載ってるからみんなこうやってこういう話をしているわけだから、これを新たに元に戻して、やり直していったら間に合わないよね。

鴨下補佐

元へ戻すというのは2月に説明した内容に、要するにAISは載ってないと駄目ですという文章に戻すということです。

12番 長岡委員

AIS、AISって言うけど、AISに代わるものを見つけると言っても見つかるわけないから、この現状では、こういうコロナだなんだ、いろんなことで船の機械は何月になるか分からないなかでやったって、2割、3割の人が参加できないと言うんだったら、やっぱり、持っている人は良いけどいない人は何で参加できないんだという話が出てくるよね。参加者の中で、だからここは初めにはっきりさせた方がよかったんですよね。自分としてはやるのは賛成です。

議長

話戻ってしまいますが、前回の説明のところと違っているところで引っかかってしまったということで、特に最初のイベントの許可のことについては厳し

くするんだということで、御承認、御理解頂いたとしても、AISのことについては前回のところと大きく違っているということなので、4ページの「等」以下のところを切って頂いて、海面利用協議会へお諮りいただくというのはできないんですか。皆さんがよろしければそうしたい。委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) (特になし)

鴨下補佐 (挙手)

議長 はい、どうぞ。

鴨下補佐 今、会長がおっしゃられたとおり、2月に説明させて頂いた案に修正させて頂きまして、もう一度御審議を頂きたいと思います。改めてその元の文を読んでもみます。資料ナンバー3-1の4ページ、ウの(キ)「使用する船舶にAIS(船舶自動識別装置)を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。」。こういうふうに変えさせて頂きまして、もう一度御審議を頂きたいと思います。

議長 今日はここで、これでよろしいかということをお諮りするということにしましょうかね。分かりづらい点もあろうかと思しますので御意見、御質問頂ければありがたいんですか。

7番 木村委員 結局、前に戻すということ。「等」を抜くというのは。

議長 2月の時には、AISが無ければ駄目だよと説明して下さった訳なんですけど、それにするというに。それでよろしいんですね。

鴨下補佐 はい、そうです。

7番 木村委員 結構です。

議長 ほかにございますか。「結構です」という御意見を頂きました。よろしいでしょうか。

7番 木村委員 ただいまの話聞いてて、AIS、AISでこの前やったようだけど、漁政課も言ってるようにこれにこだわりすぎて、AISも、今はこういう時期なので今早急にやったって、半導体も不足している、全部揃えろって言ったって、これ揃えて大会の日にちまでには全船が間に合うわけないということなんでしょう、漁政課では。

鴨下補佐 最初、持ってきたときの理由としてはそうです。

7番 木村委員

だから、なんでそこまでA I Sに漁政課もこだわって、やってきたのか。厳しくするのは結構なことなんだけど、今まで、このカジキ釣り大会も何十年もやっているわけだよね、この大会を。年々厳しくなるのは良いけれど、これが間に合わないから、無い人には許可を出さないというのもこれまた不公平だと思うんだよね、今まで参加していた人が。新しく入ってくる人なら、これまた別だけど。そこら辺、漁政課ではどう考えているの。

鴨下補佐

はい、私のほうも最初に言ってることと今言っていることが違いますので、木村委員の話について答えるにあたりまして、少し皆さんを混乱させるかもしれませんが、まず、カジキ釣り大会は何十年も行われているとおっしゃいましたが、まだ10年ちょっとでございまして、歴史が浅いものでございます。その中で漁業者の皆様は迷惑を被ってきたという意見から、年々規制をするなりしてきたところですが、今回、県の特別採捕許可から、調整規則の改正と委員会指示という二つのルールにより規制をする方法に変わるということで、今まで問題が多かったことについていろいろ事細かにルールを定めたいと思っております。A I Sにつきましては、今までいろいろ、ルールを守りますとか口頭で事前に約束したり、あとは事後の航跡記録の提出などで担保してきましたけれども、なかなか改善が見られないということで漁業者の皆様から、最後の決め手ということでA I Sを付ければ、その乗っている人の人物とか約束を守るような信頼性とかそういうものを抜きにして、A I Sでみれば何とかなるんじゃないかということで、A I Sが付いていれば開催しても良いよということで了承を得たものだというふうに考えています。ですので、漁政課としましては、最初から述べておりますが、原則A I Sの設置と稼働というところで、この迷惑をかけないこととか海域から逸脱しないことを担保していきたいと考えております。ただその中で、購入できないものが出てきていることをどうするかということで、ここにある文書を最初に提出したということでございます。原則としましてはA I Sを設置して稼働させることで、漁業への迷惑をかけないこと、そして海域から逸脱しないこと、これを担保したいと考えております。ですので、最終的に修正した案で御審議頂きたいと考えております。以上です。

7番 木村委員

私も海面利用協議会の委員をやって、カジキ釣り大会が10何年ていったけど、私、第1回から向こうの委員にもなってたんですよ。それにも出ていて、最初にカジキ釣りをやらせるに至って、町の活性化、そして大洗マリーナ、マリーナという協会ができたので、その所属にこんな、こういうのも教えて来て、それでこの大会をやらせたと思うんだよね、その委員の人達は、それが年々マリーナのほうの隻数も、プレジャーも増えたのかどうか分からないが、年々事故が無いように無いようにってみんな了承してやらせていたわけなんだよね、今まではね。それが年々、こんなに厳しくなって、船数も多くなったせいだろうと思うんだけど、今までやっていたのを、今回A I Sにこだわって間に合わないものを調整委員会で通すっていったって、間に合わないからって大会中止にするの。いろいろ皆さんから意見が出たけど、ここに来てそれが

できるのか、やっぱりやらせるのには今までやってきたものを利用しながら（開催に）持って行くしかないんじゃないの。間に合わなければ、A I Sが。A I Sにこだわっていたらできないと思うよ、今回の大会は。以上です。

鴨下補佐

カジキ釣り大会が最初に開催されたときに、木村委員が海面利用協議会の委員でありましたということで、そういったところで御審議頂きまして、開催されたことに感謝したいと思います。ただ、このA I Sにつきましては先ほども申しましたとおり、漁業者への迷惑がかからないようにするための最後の切札として、皆様の中です承頂きまして、プレジャーボートを持っている者として合意したところでございますので、ここは原則守って頂きたいなというふうに考えております。なお、言うまでもありませんが漁業調整委員会は漁業の円滑な調整ですとか、遊漁者とのトラブル回避などを御審議頂く場でございます。漁業者の皆さんが代表でたくさんいらっしゃるということでございますし、漁業は国民に水産物を供給する大事な使命を持っております。他方、プレジャーボートによるカジキ釣りトロリング大会は、経済効果があるとは申しまして、レジャーの一環でございます。どちらが国民生活を継続させていく中で重要な立場であるか、我々が重きを置く立場はどちらかといいますと、やはり漁業だと思っておりますので、それを担保するために必要な手段としてA I Sの設置というのは、我々は原則堅持していきたいと考えております。以上です。

7番 木村委員

分かりました。

議長

では、いろいろ御意見ございましたけど、総じてということで、4ページの部分については修正するというので、厳しい形で委員会指示を出す方向で海面利用協議会に諮問するという方向でいきたいと思っております。皆さん、よろしいでしょうか。

（委員）

（「はい」の声）

議長

では、そのようにいたしたいと思っております。修正方よろしくお願ひいたします。

ちょっと時間かかりました。大切なことだったので、このようなことになりました。恐縮でございます。

議長

それでは、第4号議案の方に移ります。「令和4年度事業計画（案）について」でございます。事務局から説明願ひします。

細金副主査

（資料4により説明）

議長

はい、ありがとうございます。御意見・御質問等ありましたらお願ひいたしたいと思ひますが、よろしいですかね。

(委員) (「はい」の声)

議長 では、このような形で決定したいと存じます。

議長 それでは、報告事項の方に移りたいと思います。(1)「太平洋広域漁業調整委員会の結果についてについて」、事務局から報告をお願いします。

細金副主査 (資料5により報告)

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。

(委員) (特になし)

議長 よろしいですかね。続きまして報告事項の(2)、「第3期茨城県水産試験場中期運営計画(令和4年度~令和7年度)について」、水産試験場から報告をお願いします。

富永場長 (資料6により報告)

議長 ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等ございましたらよろしくお願ひ申し上げます。

(委員) (特になし)

議長 よろしいでしょうか。

(委員) (「はい」の声)

議長 それでは、「その他」になります。事務局から何かございますか。

根本事務局長 簡単に事務連絡をさせていただきます。委員会への出席旅費の手続きは、毎年度事務局に委任して頂いております。まだ未提出の委員さんおられましたら、事務局まで提出願ひます。事務局からは以上です。

議長 はい、それでは本日の議事は「その他」を含めてすべて終了いたしました。議事以外でも結構でございます、委員の皆様方から何か御意見ございましたら願ひします。

(委員) (特になし)

議長

委員の皆様からの御意見も特にないようでございますので、事務局から次回の開催日程をお願いいたします。

根本事務局長

今回は、5月17日(火)午後3時から、ここすいさん会館大会議室で開催いたします。

議題は、「ひき縄釣による水産動物の採捕について」の委員会指示などを予定しております。

詳細は追って御連絡いたします。

議長

それでは、以上をもって、第508回委員会を終了いたします。どうも御苦勞様でございました。

閉会 午後5時10分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和4年4月22日